○国土交通省令第二十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更） **第七条**　法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建替計画が法第五条第一項に掲げる基準に適合することが明らかなものとする。 一　建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（当該建替計画のうち新築する建築物に係る部分に限る。） 二　建築物の建替えの事業に関する資金計画の変更であって、当該計画に係る資金の額の十パーセント未満を増減するもの 三　建築物の建替えの事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更（事業の実施期間の変更が六月以内であるものに限る。）	（法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更） **第七条**　法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建替計画が法第五条第一項に掲げる基準に適合することが明らかなものとする。 一　新築する建築物の用途の変更（建築基準法施行令第百三十七条の十八で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。） 二　建築物の建替えの事業に関する資金計画の変更であって、当該計画に係る資金の額の十パーセント未満を増減するもの 三　建築物の建替えの事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更（事業の実施期間の変更が六月以内であるものに限る。）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経営事項審査の客観的事項） **第十八条の三**　（略） ２　前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。 一・二　（略） 三　前号に掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数 四　（略） ３　（略）	（経営事項審査の客観的事項） **第十八条の三**　（略） ２　前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。 一・二　（略） （新設） 三　（略） ３　（略）